

資料 4

国家戦略特別区域諮問会議決定(案)

令和4年12月22日

- 国家戦略特別区域法第18条で規定される「法人農地取得事業」については、「ニーズと問題点調査」の結果を踏まえ、対象となる法人や地域に係る現行の要件や区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行するものとし、次期通常国会に関係法案の提出を行う。
- その際、同条に基づき現に法人農地取得事業を行う特別区域における事業の遂行に支障をきたすことのないよう所要の措置を講じるものとする。